

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

NTT東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（案）

### 2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて報道資料を配布するものとします。

### 3 意見の提出方法

意見書に必要な事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

#### （1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：n-line\_atmark\_ml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止対策のため「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※提出意見は、原則として、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）「報道発表」欄に掲載されている「意見書（様式）」の「（別紙）」のマイクロソフト社E x c e lファイルをダウンロードして、そのファイルに記載し、添付ファイルとして提出してください。（その際、項目欄については、必ずプルダウンの項目を選択してください。複数の項目に該当する場合でも主な一つを選択してください。）

なお、メールに直接意見の内容を書き込む場合や、ファイル形式についてテキストファイル、マイクロソフト社W o r dファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル等を利用する場合は、担当までお問合せください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2)

①郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録ディスクの条件は、次のとおりです。

○記録媒体 : CD-R、CD-RW 又は DVD-R

○記録ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

○ファイル形式 : (1) のとおり。

なお、送付いただいた記録ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

②FAXを利用する場合

FAX番号 : 03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

※提出意見は、原則として、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) 「報道発表」欄に掲載されている「意見書(様式)」の「(別紙)」のマイクロソフト社Excelファイルダウンロードして、そのファイルに記載し、作成したものを印刷してFAXしてください。(その際、項目欄については、必ずプルダウンの項目を選択してください。複数の項目に該当する場合でも主な一つを選択してください。)

なお、ファイル形式についてテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル等を利用する場合は、担当までお問合せください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成27年2月19日(木)午後5時(必着)(郵送の場合も、平成27年2月19日(木)必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載する

ほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。